

7 愛知県 特別職の報酬等改定の考え方

項目	年度	9~15	16	17	18		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
					給与構造改革 <18.4.1>	給与改定											
民間給与との較差 〔一般職(行政職) 全体の改定率〕		累積 △1.06%	改定 なし	△0.31%	△5.70%	改定 なし	0.51%	改定 なし	△0.21%	0.78%	0.19% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	0.44%	0.59%	0.43%	0.32%
指定職給料表の 改定率		累積 △1.71%	改定 なし	△0.30%	△6.70%	改定 なし	改定 なし	改定 なし	△0.32%	1.05%	0.02% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	改定 なし	0.08%	0.15%	改定 なし
指定職給料表の 前回改定からの 累積改定率		同上 ↓	—	△0.30%	[累積改定率] △0.30% [給与構造改革] △6.70%	—	—	△0.32%	0.73%	0.75%	→			0.83%	0.98%	→	
特別職の 平均改定率		△2.0%			△7.00% (議員△1.30%)												
適用日		15.12.1			19.1.1												

(注) 指定職は、職務と責任が特に高度である一般職であり、その職責等を考慮して一般の職員とは別に指定職給料表を定め、その職に応じた額が支給されている。

【給与制度の総合的見直しについて（平成27年4月1日実施）】

- 上記以外に一般職（指定職を含む）の給与制度の総合的見直しに伴い、知事・副知事の給料の引下げ改定を実施した。
- 総合的見直しとは、給料を3.5%引き下げ、同率相当の地域手当の引上げ（6.7%→10.5%）を実施する配分見直しであり、給与全体の水準を変更するものではないため、累積改定率を考慮した見直しとは別に整理した。
- 議員には地域手当が支給されないため、総合的見直しに伴う議員報酬の改定は実施していない。